

第108回ILO総会に参加して

逢見 直人
(連合会長代行)

はじめに

創立100周年を記念する第108回ILO総会は、2019年6月10日から21日まで、ジュネーブで開催された。総会には日本を含む187加盟国から約6,300人の政府、使用者、労働者の代表に加え、多数の国内・国際非政府組織（NGO）のオブザーバー、国家元首・政府首脳級の出席があった。私は、日本の労働者代表団の団長として、この総会に参加する機会を得た。この総会で、私は全体会議への出席を中心に、労働側の全体会合、仕事の未来に関するテーマ別会合などに出席し、その合間に、連合と関係が深い各国の代表団やGUFsとの直接対話などを重ねてきた。私にとっても、連合の国際活動を考える良い機会になった。改めてILOのこれまでの役割を確認し、これからのILO、さらには、連合の使命について私見を述べてみたい。

1. ILOがこれまで果たしてきた役割

ILOは1919年に、ベルサイユ条約によって国際連盟と共に誕生した。第1次世界大戦の反省から生まれたILOであるが、その背景には、平和を確保するにあたり、社会正義の重要性が強く認識されていた。また、世界経済の相互依存性及び市場を求めて競争する国々の労働条件の差異を縮小するための協力の必要性についても理解が深まりつつあった。こうした考えを反映し、ILO憲章前文は以下のように述べている。

1. 世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる。
2. そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これ

らの労働条件を改善することが急務である。

3. また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となる。

憲章前文に列挙されている以下の改善分野は、今日の状況にも当てはまる。

1. 1日及び1週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制
2. 労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給
3. 雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護
4. 児童・若年者・婦人の保護
5. 老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護
6. 同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認
7. 結社の自由の原則の承認
8. 職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置による改善

1944年に採択されたフィラデルフィア宣言では、「労働は商品ではない」、「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」といったILOの基本目標と基本原則が再確認された。そして、国際条約によって、1日8時間労働、母性保護、児童労働に関する法律、さらに職場の安全や平和的な労使関係を推進する一連の政策といった産業社会の画期的な成果を生み出してきた。

1946年、ILOは新たに設立された国際連合と協定を結んだ最初の専門機関となり、創立50周年にあたる1969年にはノーベル平和賞を受賞した。経済のグローバル化が進む中、

1998年に「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」を採択し、①結社の自由と団体交渉権の効果的な承認、②強制労働の禁止、③児童労働の撤廃、④雇用及び職業における差別の排除を基本原則と定め、加盟国はそのその尊重、促進、実現に向けた義務を負うとし、対応する中核8条約については未批准の場合でも、原則の推進に向けた努力を求めている。

2008年のILO総会では「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」を採択した。この宣言は、進歩と社会正義の達成を支援するというILO憲章に体现された価値と原則の上に立ち、ディーセント・ワーク課題を通じて、この目標を進めることへの支持を宣言したものとなっている。世界は、2008年のリーマンショックで大きな金融経済危機に瀕した。2009年の第98回総会では、「危機からの回復 グローバル・ジョブズ・パクト」を採択した。この政策文書は、国際的な金融経済危機が社会と雇用にもたらす影響に鑑み、投資、雇用、社会的保護を中心とする生産性のある回復を促進すべきことを宣言したものとなっている。このように、ILOは100年の歴史の中で、時代の節目、節目で重要なメッセージを発してきた。

2. ILOと日本

日本は、ILO創立時からの原加盟国の1つである。しかし、当時の日本の労働状況は、治安警察法によって労働者の団結権、ストライキ権は事実上封じられ、労働組合法は、1945年の第2次世界大戦終結まで制定されることはなかった。

ILOが創立された1919年当時の日本は、米価が5年前の3～4倍に跳ね上がるなど生活難が国民生活を襲い、米騒動や労働争議が全国で相次いでいた。9月17日、1万6千人もの人が働いていた神戸の川崎造船船本工場でサボタージュ闘争が発生した。生活苦に対応した賃上げを求めるものであったが、松方幸次郎社長は「8時間労働制と賃上げ」を実施すると発表した。わが国最初の「8時間労働制」の実施である。この年10月にILO第1回総会がワシントンで開催され、8時間労働制を規定した「第1号条約」が採択された。松方社長が「8時間労働制」の実施を決めたのは、第1号条約の採択にあったことは想像に難くない。これは先駆的な例だが、日本の労働時間法制は、国際水準には到底及ばな

いものであった。1911年に公布された工場法は、財政難から施行までに5年もかかり、2組以上に分かれた交替制労働の深夜業には禁止規定が適用されなかった。それでもILOで、女子及び年少者の深夜業禁止が取り上げられたことから、1923年に工場法が改正され、深夜業を午前5時までとし、二交替制による猶予期間を1929年6月末とした。わずかな前進ではあったが、ILOの原則が工場法改正を促した。

戦時体制に突入した日本は、1933年に国際連盟を脱退し、国際社会から孤立することになったが、その時にILOも脱退した。日本がILOに復帰したのは、1956年のサンフランシスコ講和条約発効後のことである。その後は、日本はアジアの先進国として、ILOの活動に積極的に参加してきた。政府は常任理事国のポストを現在まで継続している。労働側も、1957年から原口幸隆、塩路一郎、田中良一、丸山康雄、伊藤祐禎、中島滋、桜田高明の諸氏が理事職を務めてきた。現在は郷野晶子氏が正理事を務めている。日本は2019年時点で、ILOの通常予算に対して9.684%の分担金を拠出している。これはアメリカ(22%)に次ぐ2番目の高さである¹⁾。このような財政負担の割には、ILO職員に占める日本人の割合は低い。また、日本は、ILO条約(190)のうち批准しているのは49に過ぎず、先進国の中では低いほうに位置する。とりわけ中核8条約のうち、2条約(105号、111号)が未批准であることは、国際社会からも批判がある。公務員の労働基本権についても、これまで10回にわたる勧告が出されているが、前進の兆しは一向にない。

3. 第108回総会における「暴力・ハラスメント条約(第190号)」の採択

今回の総会の成果は、「暴力・ハラスメント条約(第190号)」及び同名の付属する勧告(第206号)、「仕事の未来に向けた宣言」(ILO100周年記念宣言)が採択されたことである。

「190号条約」は、仕事の世界における暴力とハラスメントが「人権侵害または虐待となり得、平等な機会に対する脅威であり、許容できず、ディーセント・ワークと相容れない」と認識し、加盟国に対しては「全く容赦しない一般的な環境」を促進する責任があることに改めて注意を喚起している。「190号条約」は、契約上の地位にかかわらず、あらゆる労働者及び従業員を保護すること

を目指し、これには研修生やインターン、見習い実習生、雇用契約が終了した労働者、ボランティア、求職者、求人広告への応募者なども含むものとしている。さらに、「使用者の権限、義務、責任を行使している個人」も暴力やハラスメントの対象となり得ることを認めている。暴力やハラスメントの発生場所に関しては、基準は職場のみならず、労働者がそこに存在することによって支払いを受ける場所や休憩場所、食事休憩を取っている場所、洗浄・衛生設備や更衣設備を用いる場所、出張中や研修中、行事・社交活動中、情報通信技術（ICT）経由の場合を含む、仕事に関連したコミュニケーションの過程、使用者の提供する宿泊設備、通勤中も含むものと規定している。また、第三者が関連する場合もあることを認めている。

世界各地でハラスメントの根絶が叫ばれる中、ILO創立100周年の記念総会において、ハラスメントに特化した初めての国際条約が採択されたことは、歴史的な成果として大いに評価したい。

連合は、この条約採択を受けて、今後日本政府に対し、国会における条約採択の報告・批准と、そのための禁止規定を含めた国内法のさらなる整備を求めるとともに、あらゆるハラスメントの根絶に向けた取り組みを展開していく。

4. 「仕事の未来に向けたILO創立100周年宣言」

ILOの創立100周年という、この歴史的な機会にILO憲章（1919年）やフィラデルフィア宣言（1944年）などの歴史的な文書の重要性や価値を再確認したうえで、それにとどまることなく、ILOが新たな100年においても力強い歩みを進めていくための宣言が採択された。その意義は大変大きく、連合としても心から歓迎する。

「宣言」は、前文において、政労使三者の継続的かつ協調的な活動が、社会正義の実現、民主主義及び普遍的かつ恒久的な平和の推進のために必要不可欠であること、社会対話が社会の全体としての結束に貢献し、十分に機能し生産的な経済にとって極めて重要であるとの認識を再確認した。そして、ILOのすべての政労使構成員に対し、社会正義などの達成のための揺るぎない社会契約の再認識と活動の再活性化を呼び掛けるものとなった。さらに、総会にILO事務局長報

告として提出された「仕事の未来世界委員会報告書」の内容も踏まえ、仕事の未来を人間中心のアプローチで実現するためにILOおよび加盟国政労使がとるべき行動を盛り込んでいる。

宣言では、ILOが今後力を振り向けるべき点として以下のものを挙げている。◇持続可能な発展に寄与する仕事の未来への公正な移行、◇ディーセント・ワークと持続可能な発展を達成するための、社会対話の利用を含む、テクノロジーの進歩と生産性の向上の最大限の活用、◇全ての労働者の職業人生を通じた技術、能力、資格の獲得の推進、◇若年者にディーセント・ワークの機会を創出することを目的とした有効な政策の立案、◇高齢労働者に就業機会を利用しながら選択を広げ、活動的な加齢を可能にする方策の支援、◇包摂的で持続可能な成長を要素とする労働者の権利の促進、◇男女の同一労働に対する同一の賃金を含めた平等な機会、参画および待遇の保証、◇障がい者やその他の被害を受けやすい人々のために仕事の世界において平等な機会と待遇の保証、◇中小零細事業、協同組合、社会的連帯経済における起業や持続可能な企業を可能にする環境の推進、◇質の高い公共サービスの供給者である公共セクターの役割支援、◇労働行政と監督の強化、◇国内およびグローバルサプライチェーンにおけるディーセント・ワークの推奨、◇強制労働および児童労働の廃絶、◇インフォーマルからフォーマル経済への移行の推進、◇適切で持続可能かつ仕事の世界の発展状況に適応した社会的保護システムの強化、◇国際移民労働に関連した業務の更なる掘り下げ、◇政策の一貫性強化を念頭に置いた多国間システム内での取り組みと協力の強化。

宣言について、ガイ・ライダーILO事務局長は、「仕事の未来とはすなわち私たちの組織の未来であり、今日採択したものは行程表、この組織の未来において私たちを前進に導く羅針盤」と評した。

ILOが「100周年宣言」を採択した今年、連合も結成30周年を迎える。これを機に「連合ビジョン」を取りまとめたところである。連合は「私たちが未来を変える」決意を新たにし、「働くこと」を軸とすることに加えて「持続可能性」と「包摂」を運動の基底に置き、ディーセント・ワークを実現していく取り組みを、国内のみならず世界各地にお

いても、力強く推進していく。

5. 第108回総会における代表演説

私は、2019年6月17日午前10時25分から5分間にわたって、日本の労働者を代表して演説を行った。そこには、ILO100周年への敬意と期待を込めた思いを凝縮したつもりである。最後に、その演説原稿を掲載しておく²。



写真上は、第108回ILO総会(於 パレ・デ・ナシオン)本会議場での演説。

写真下は、ILO総会議長主催レセプションでガイライダー事務局長との談笑シーン。

ご列席の皆様、ありがとうございます。日本の労働者を代表してこの記念すべき100周年記念総会で演説の機会をいただき、大変光栄です。

我々は仕事の未来世界委員会報告書を、前事務局長のソマビア氏によるディーセント・ワークの提唱に続く、歴史的な文書として歓迎し評価いたします。特に、普遍的な労働諸権利の保障の確立、社会的対話を通じた公共財としての労働者と使用者の集団的利益代表の再活性化の提唱は注目に値します。加えて、労働組合として、私たちは公正で公平な仕事の未来のため、社会契約の再活性化させるための提唱を高く評価しています。我々は、それが今後の我々の運動の発展のための深遠で心強い後押しになると信じています。

今年の結成30周年の機会に、連合は最近、「連合ビジョン」を今後の中長期的の運動の「羅針盤」として策定しました。連合は、「働

く」ことに加え、「持続可能性」と「包摂」を軸に置き、働く人一人ひとりの尊厳と暮らしを守り、地域社会へつなぎ、社会と経済の活力を創り出します。我々は、将来どのような変化が起ころうとも、我々の未来をより明るいものに変えることができるのは、我々自身の意思であるという決意を強調いたします。我々は、さまざまな課題を解決するために社会対話をより包摂的にし、人間中心の持続可能な労働と社会を実現するために最大限の努力をしていきます。

誰もがより明るい仕事の未来を望みながらも、それに至る道のりは単純ではないでしょう。100周年のこのときをとらえ、ILOとその構成員はそれぞれの決意を新たに、未来を変えるために行動を起こすべきです。この点に関して、我々は、他の歴史的な文書とともに、「ILO100周年宣言」が、ILOがその次の世紀に力強い一歩を踏み出すための推進力となることを強く期待いたします。

日本では、男女平等は依然として遅れており、さまざまなハラスメントが残っています。このような状況を改善するために、日本は最近、女性活躍推進法の改正法などの法律を制定し、その対応策が導入されました。課題は依然として残っていますが、ハラスメントのない社会の実現に向けた着実な一歩として期待するものです。各国における暴力と嫌がらせの根絶を効果的に促進することに資する新たな国際労働基準を設定する取り組みは、まさに未来を変える行動です。我々は、この総会が勧告で補足される条約を採択することを強く希望いたします。

我々は、世紀を超えてその確固たる普遍性を達成してきたILOの使命、任務、そして価値は、ILOにとって新しい世紀において揺らぐことのないものであると確信しています。ILOの100周年を心から祝い、演説を締めくくります。

ご清聴ありがとうございました。

1 今回の総会で2020-21年の日本の分担率が8.568%に引き下げられ、3位となることが決定した。2位は中国で12.01%となる。

2 第108回ILO総会の討議資料や議事録、採択文書、投票結果などは、総会のウェブサイトで見ることができます。筆者の演説(英語)も録画動画で見ることができます。<https://ilo.cetc.stream/2019/06/17/mr-ohmi-workers-delegate-japan/>